

神楽市民交流センター照明器具LED化業務仕様書

1 目的

神楽市民交流センター内照明器具をLED照明灯に更新することで、市民サービスの向上、温室効果ガス排出量の削減に加え、施設消費電力の抑制及び維持管理費の削減を図る。

2 履行場所

神楽市民交流センター（旭川市神楽3条6丁目）

3 履行期間

令和8年6月25日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

- (1) 既設照明器具（非常用照明、外灯を除く。）の撤去・処分及びLED照明器具の設置
- (2) LED照明器具設置に必要な付属品の更新
- (3) 神楽図書館の調光設備の更新

（表及び図面等）

- ア 更新対象照明器具等及び更新後LED照明器具等（参考）
- イ 照明用平面図1～3階
- ウ 照明姿図（参考）

5 履行内容

- (1) 契約後速やかに施工計画（業務工程表、作業体制、業務処理責任者届、安全管理計画、設計図、廃棄処理方法等）を作成すること。
※現地調査の結果、更新対象照明器具及び更新後LED照明器具等（参考）と現況が異なれば、現況を優先すること。
- (2) 全ての作業について、委託者と協議の上、作業日時を調整すること。なお、施設によっては、平日日中以外の作業となる場合もあるので留意すること。
- (3) 本業務に伴い必要となる関係法令に基づく諸手続は、遅滞なく行い、事後速やかに委託者に書類をもって報告すること。
- (4) 作業に当たっての安全管理については、委託者と打合せを行い、受託者の負担で安全確保に必要な措置を講ずること。
- (5) 作業中に事故が発生した場合は、直ちに委託者に連絡するとともに、事故発生報告書を提出すること。
- (6) 現場調査、回路調査等を十分に行い、作業を実施すること。
- (7) 照明器具の交換箇所及び交換後の照明器具の種類及びメーカー、型式、姿図等について

て記載した施工計画図を作成すること。

- (8) 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等について、事前に委託者と調整し、施工計画に反映させること。
- (9) 原則、活線作業を行わないこととするため、停電時、施設の運営上必要な機能を停止する場合は、事前に委託者と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。
- (10) 作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを確認すること。
- (11) 施設内で照明器具の配線等に不具合が発見された箇所については、委託者と対応について協議すること。
- (12) 作業に使用する雑材は全て新品とすること。
- (13) 作業において発生する軽微な工事、補修、養生、清掃等については、本契約の作業範囲として実施すること（例：一時的な点検口の設置及び修復等）。
- (14) 照明器具等の落下防止や粉塵等の飛散による施設の汚染を防ぐ養生などについて十分に注意すること。
- (15) 既設の照明器具等を撤去し、撤去した器具等の発生材は関係法令に基づき適切に処分すること。
- (16) 既設の照明器具の安定器は、型式等の確認によりPCB含有の有無を調査すること。調査結果は書類にて報告すること。PCBを含む安定器があった場合の取扱いについては委託者と協議すること。
- (17) 更新が完了したLED照明器具から使用の試行を行うこととし、供用開始日までに障害が発生した場合、受託者はその復旧をすること。
- (18) 作業に伴う電気の使用については、原則として、施設内のコンセントを使用できるものとするが、漏電対策を備えた電源供給用のコードリールを使用するなど、施設運営に対して影響を及ぼさないよう必要な措置を講じること。
- (19) 貸与資料
 - ア 業務実施に当たり、現存する照明設備に係る完成図等の資料を受託者に貸与又は提供する。なお、貸与又は提供する図面の形式は原則CADとするが、CAD図がないものについてはPDF若しくは電気設備製本図等とする。
 - イ 貸与又は提供する資料は本業務にのみ使用できるものとする。
- (20) 業務完了後に次の書類とともに完了届を提出すること。
 - ア 施工設計図（完成図・PDFデータ及びCADデータ）
 - イ 業務写真（施工前・施工後）
 - ウ 産業廃棄物管理票E票の写し（電子マニフェストも可）
 - エ 機器完成図及び保証書
 - オ その他委託者の指示する書類
- (21) 作業に当たり、本仕様書に記載されていない事項については、経済産業省電気設備技術基準及び公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）によること。

(22) 履行期間中に生じた軽微な変更事項（本仕様書に記載されている目的、機能、性能と著しく異なるものを除く。）に関する費用は、受託者の負担とする。

6 機器仕様

設置するLED照明器具は、公共建築標準仕様書（電気設備工事編）、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）及び公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）（いずれも国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 最新版）並びに日本産業規格（JIS）、日本照明工業会光源及び器具類共通規格（JLMA）、日本照明工業会光源規格（JEL）、日本照明工業会ガイドに規定された規格を満たした製品であること。

また、設置するLED照明器具については、製品の品質を保証するため、「ISO9001」、「ISO14001」を取得している日本国内メーカー製とし、未使用品であること（ただし、海外製品はメーカー保証があるものに限る。）。

(1) 性能共通仕様

ア 光源定格寿命（器具光束が初期の80及び70%まで減衰する時間）

40,000時間以上

イ 照度 既存照明と同等程度

ウ 演色指数 Ra80以上を基本とする。

エ 色温度 昼白色5,000Kを基本とする。

(2) 更新箇所、現状、数量等

4のア、イ、ウのとおり

7 補償及び保証

(1) 補償 本業務用資材、機器等の盗難、紛失、消失等及び本業務が原因となり発生する損壊、事故等の修復に要する一切の費用等は受託者の負担とする。

(2) 保証 本業務で設置したLED照明器具の無償保証期間は、引渡し後、満1年とする。ただし、機器の不良及び取扱いの不備についてはこの限りではない。

8 再委託の禁止

(1) この仕様書で示す業務の全部を一括して又は指定した部分を第三者に委託してはならない。

(2) この仕様書で示す業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ書面により市の承諾を得なければならない。

9 その他

この仕様書に定めのない事項については、委託者・受託者双方協議の上、決定する。